

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和7年11月14日

独立行政法人水資源機構
木津川ダム総合管理所
所長 杉浦 友宣

1. 目 的

この歩掛参考見積の募集は、木津川ダム総合管理所で予定している業務の積算の参考とするために行うものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、淀川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な作業員（技術者）の人数、直接人件費に対する割合等を記載して提出して下さい。なお、参考見積書の様式は問いません。別添「参考見積書様式」を参考に作成してください。
- (2) 提出期間：令和7年11月17日（月）から令和7年11月27日（木）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先
独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所長 杉浦 友宣 宛
【担当】木津川ダム総合管理所 経理課 芳井（よしい）
〒518-0413 三重県名張市下比奈知2811-2
TEL 0595-64-8961 FAX 0595-64-8964
- (4) 提出方法
書面は持参、郵送又はファクシミリ（社印があること）により提出するものとします。

4. 参考見積内容

- (1) 業務項目、作業内容
別紙「見積仕様書」のとおりとします。
- (2) 見積項目
見積項目は、別添「参考見積書様式例」のとおりとします。
- (3) 見積期限
見積有効期限は令和9年3月末までとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和7年11月17日(月) から令和7年11月19日(水) まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所：3. (3) に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和7年11月21日(金) から令和7年11月27日(木) まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

以 上

見 積 仕 様 書

件名：室生ダムクラック等調査業務（仮称）

1. 業務目的

本業務は、室生ダム堤体下流面において、無人航空機（UAV）によるクラック画像の撮影及び画像診断技術を利用したクラック画像の解析を行い、クラック等の変状を示す分布図を作成し、維持管理の基礎資料に資することを目的とする。

2. 業務場所

奈良県宇陀市室生大野地内

3. 業務内容

3-1 計画準備

業務の実施に先立ち、撮影作業の方法、使用する主要な機器等について作業計画の立案を行うものとする。

3-2 現地踏査

画像撮影に先立ち、現地において写真撮影箇所の選定を行うとともに、飛行経路の確認及び作業時の安全対策の確認を行うものとする。

3-3 画像撮影

(1) 画像撮影は、過年度の調査結果との比較が適切にできるように、堤体下流面のクラック等の変状を正確かつ的確に把握できる箇所を選定し、無人航空機（UAV）を用いて行うものとする。

なお、撮影画像の解析は、「ダム点検技術カタログ（画像計測技術）」（国土交通省）に掲載されている「社会インフラ画像診断サービス「ひびみつけ」」（技術番号：画像08-V2023）で行うことから、これに対応した撮影機材（カメラ、無人航空機（UAV）等）、撮影方法で行うものとする。

(2) 画像撮影を行う際には、可能な限り撮影条件を一定に保つように努めるとともに、画像の欠落がないように各画像は必ずラップするように撮影を行うものとする。

(3) 撮影箇所は、別添図1に示す箇所とする。

なお、無人航空機（UAV）による画像撮影が困難な箇所があった場合には、担当職員と協議するものとし、調査数量に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

(4) 画像精度は、0.75(mm/pix)より精細に撮影し、0.2(mm)以下のクラック幅も検出できることとする。

また、撮影箇所毎に撮影した範囲（高さ、幅）、撮影距離、画像解像度、撮影した座標などを記録するものとする。

- （５）画像解析で検出したクラックを実測値と比較・校正（キャリブレーション）できるように、クラックスケール及びクラックスケール内蔵光波測量器で代表的なひび割れに対して幅、延長の計測を行うものとする。
- （６）ゲート放流中及び強風・降雨など悪天候時及びコンクリート表面が濡れてクラックの解析精度に影響を与える時は、撮影を中止するものとする。
- （７）画像撮影作業にあたっては、作業員の墜落等の防止に加え無人航空機（UAV）の墜落による第三者被害防止のための必要な防止対策を講じなければならない。
- （８）画像撮影の時期は、過年度の調査結果との比較が適切にできるように、気象条件等を考慮して設定し、担当職員の承諾を得るものとする。

３－４ 展開画像の作成及び解析

- （１）画像撮影により得られたデジタルデータについて、以下の画像補正を行い、平面的な合成画像を作成するものとする。

①収差補正：広角レンズを用いて撮影した画像に樽状に生ずる収差を補正すること

②あおり補正：斜方向から撮影した画像に補正をかけて正対画像に補正（台形補正）すること

- （２）作成した合成画像を解析し、「クラック」「漏水」「遊離石灰」「剥離」等の変状毎に種類分けをし、クラックは延長・幅、それ以外の変状は延長を展開画像上にトレースするものとする。延長、幅の検出ができない場合は担当職員と承諾を得るものとする。

また、各変状に固有番号を付し、一覧表で整理するものとする。固有番号については、過年度の調査結果で既に付されているものはその番号を引き継ぐこととし、新規に確認したものには新しい番号を付することを基本とする。

３－６ クラック等分布図の作成

基礎図に作成した展開画像から抽出したクラック等の変状を記入し、クラック等の分布図を作成するものとする。

(参考図)クラック調査 ダム堤体下流 平面図

